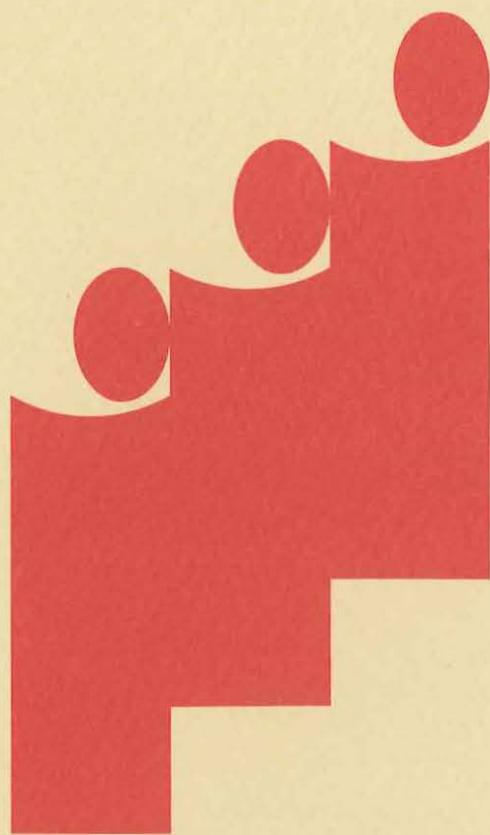


国際人口・開発会議行動計画要旨

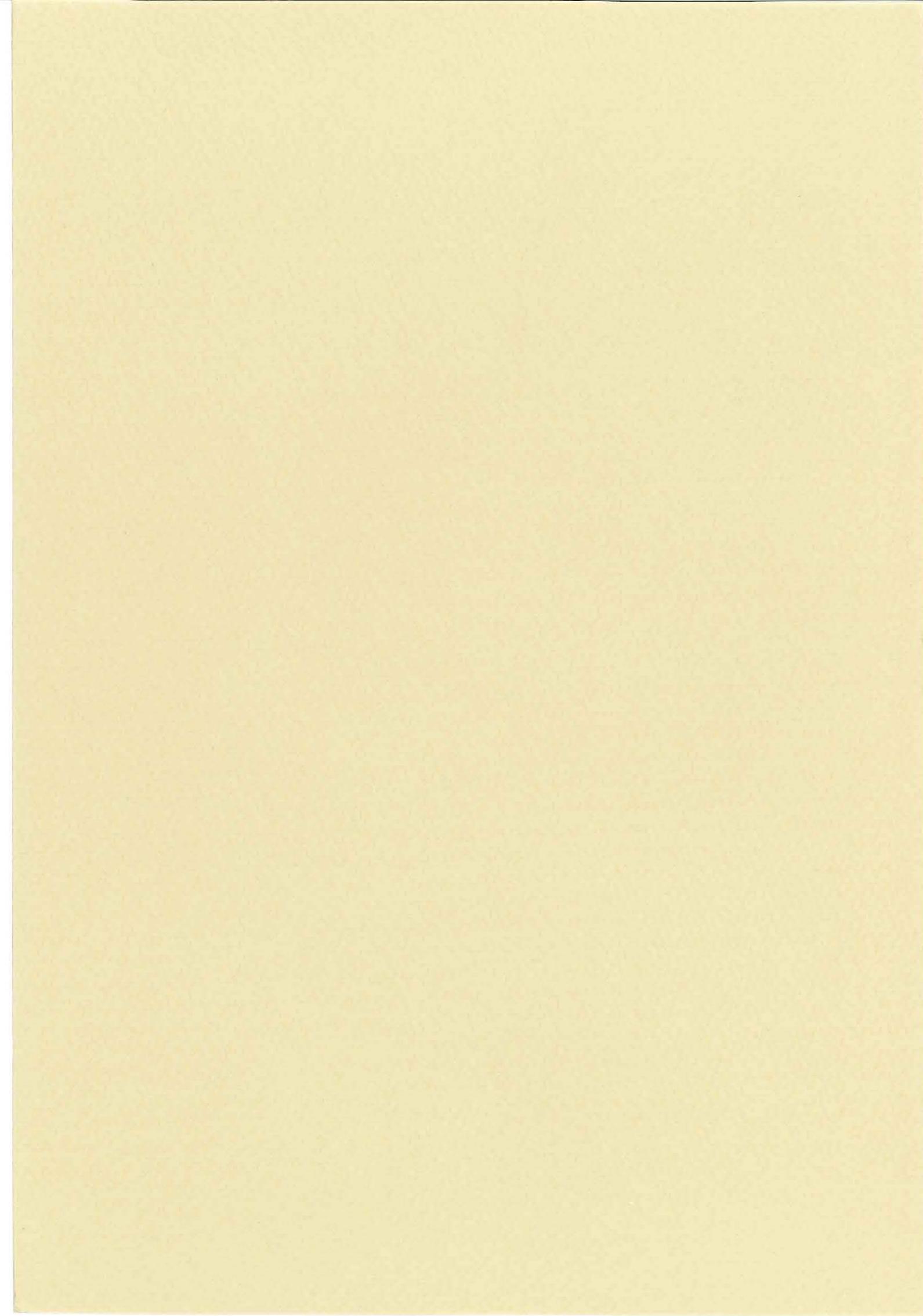


ICPD 94



UNFPA

APDA



監訳者 前書き

この「国際人口・開発会議行動計画要旨」は、国連人口基金（UNFPA）が出した“Summary of The Programme of Action of The International Conference on Population and Development”の日本語版である。国際人口・開発会議（ICPD ; International Conference on Population and Development）では人口問題を解決に導くための手段として個人のライフスタイル、生活全般の状況の改善をその中心に置くことを基本的な理念とした初めての会議であった。この基本的な考え方に基づいて同会議では、Reproductive Health、Reproductive Rights、Empowerment of Womenなどの考え方がキー・コンセプトとして討議され、採択された。

Reproductive Health、Reproductive Rightsについて言えば、結婚、妊娠、出生、成育をライフサイクルの中で考える包括的な革新的概念である。日本国外務省および女性と健康ネットワークでは、「Reproductive Health」、「Reproductive Rights」をそれぞれ、「性と生殖に関する健康」および「性と生殖に関する権利」と訳している。この用語は原文ではSexual Health and Reproductive HealthおよびSexual Rights and Reproductive Rightsと併記されることが多いため、この「要旨」の中では「リプロダクティブ・ヘルス（生殖に関する健康）」および「リプロダクティブ・ライツ（生殖に関する権利）」と訳している。

またEmpowerment of Womenと言う用語も翻訳が困難である。意味としては社会的、経済的に、また健康上も女性が、力をつけ、自己選択権を増すための条件を改善するという意味となる。したがって、本書ではこのEmpowerment of Womenを、「女性のエンパワーメント（女性の権能の向上）」と訳した。

国際人口・開発会議は今後20年間の世界の人口問題解決の政府間プログラムを協議した。この期間における人口問題への取組はまさしく人類の未来を決定する。その意味でこの冊子の持つ意味は大きい。翻訳に大過のないことを望みつつ、この冊子が広く読まれ、利用されれば、監訳者としてこれ以上の喜びはない。

黒田俊夫

（財）アジア人口・開発協会理事

日本大学人口研究所名誉所長

国際人口・開発会議行動計画要旨

目次		E. 身体障害者 …………… 12
はしがき …………… 1	第VII章	リプロダクティブ・ライツ(生殖に関する権利)とリプロダクティブ・ヘルス(生殖に関する健康) …………… 13
第I章 前文 …………… 4		A. リプロダクティブ・ライツと リプロダクティブ・ヘルス …… 13
第II章 原則 …………… 5		B. 家族計画 …………… 14
第III章 人口と持続的な経済成長と持続可能な開発の相互関係 …………… 6		C. 性行為感染症(STD)と ヒト免疫不全症ウイルス (HIV)の予防 …………… 14
A. 人口と開発戦略の統合 …………… 6		D. 人間の性と社会的性差 …………… 14
B. 人口、持続的な経済成長と 貧困 …………… 6		E. 青年期の男女…………… 15
C. 人口と環境 …………… 7	第VIII章	健康、疾病、死亡 …………… 16
第IV章 ジェンダー(男女)の平等・公正と 女性のエンパワーメント(権能の向上) …………… 8		A. プライマリー・ヘルスケア とヘルスケア部門…………… 16
A. 女性のエンパワーメントと 地位の向上 …………… 8		B. 子供の生存と健康…………… 16
B. 女兒 …………… 8		C. 女性の健康と安全な母性 …… 17
C. 男性の責任と参加…………… 8		D. HIV(ヒト免疫不全ウイルス)と エイズ(AIDS:後天性免疫 不全症)…………… 18
第V章 家族 その役割・権利・構成 と構造 …………… 10	第IX章	人口分布、都市化、国内移動 …… 20
A. 家族の構造と構成の多様性 …… 10		A. 人口分布と持続可能な開発 …… 20
B. 家族に対する社会経済的支援 …… 10		B. 大規模都市圏…………… 20
第VI章 人口増加と人口構造 …………… 11		C. 国内避難民 …………… 20
A. 出生、死亡と人口増加率 …… 11	第X章	国際人口移動 …………… 22
B. 子供と青年 …………… 11		A. 国際人口移動と開発…………… 22
C. 高齢者 …………… 11		B. 合法的移民 …………… 22
D. 先住民 …………… 11		C. 非合法移民 …………… 22
		D. 難民・亡命者・避難民 …… 23

第 X I 章	人口、開発、教育	24
A.	教育・人口と持続可能な開発	24
B.	人口に関する情報、教育と コミュニケーション	24
第 X II 章	技術、研究、開発	26
A.	基本的なデータの収集、分析と 普及	26
B.	リプロダクティブ・ヘルス の研究	26
C.	社会・経済分野の研究	26
第 X III 章	個々の国の行動	28
A.	個々の国の政策と行動プラン	28
B.	プログラムの管理と人間資源 開発	28
C.	資源の調達と配分	28
第 X IV 章	国際協力	30
第 X V 章	非政府部門とのパートナーシップ	31
第 X VI 章	会議のフォローアップ	32
A.	各国における行動	32
B.	地域における行動	32
C.	国際的な行動	33

国際人口・開発会議行動計画要旨

はしがき

国際人口・開発会議は、1994年9月5日から13日にかけてエジプトのカイロで開催され、今後20年の人口・開発に関する行動計画を最終的に確定する協議を行なうために179カ国から代表団が集まって開催された。

9月13日に満場一致で採択された115ページにわたる本文書は、人口と開発の間にある数々の相関関係を強調し、人口学的な目標の達成よりも女性や男性一人一人のニーズに添えることに焦点を当てた新しい戦略を支持している。

この新しいアプローチの鍵となるのは、女性のエンパワーメントであり、女性に教育を受ける機会を与え、健康サービスを利用できるようにし、技能の開発と雇用の促進によって女性の選択の幅を広げることである。この行動計画は、2015年もしくはそれ以前に家族計画が世界中のどこでも利用できるようになることを提唱し、必要となる国内資源と国際協力の水準を見積もり、これらの資源を入手できるようにすることを各国政府に求めている。

この行動計画には、教育（特に女子のための教育）、そして乳・幼児、妊産婦死亡率のさらなる低下のための目標が含まれているほか、国内および国際的な人口移動、HIV/AIDS 流行の予防と管理、情報と教育とコミュニケーション、そしてテクノロジー、研究開発といった人口、環境、消費パターンに関連する課題にも取り組んでいる。

1週間にわたる熱心な議論の末、同会議は行動計画について全般的な合意に到達した。この合意が得られた最後の2回の本会議では、13カ国（アフガニスタン、ブルネイ・ダルサラーム、エルサルバドル、ホンデュラス、ヨルダン、クウェート、社会主義人民リビア・アラブ国、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、シリア・アラブ共和国、アラブ首長国連邦、イエメン）が行動計画の中の特定の章節、語句について疑問や意見を表明する発言を行い、会議の最終報告書にそれらを記録するよう要請を行った(A/CONF.171/13)。また、10カ国（アルゼンチン、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、グアテマラ、教皇庁、イラン、マルタ、ペルー）が報告書に入れる声明を文書で提出した。

国際人口・開発会議は国連会議として、主に国連人口基金（UNFPA）と国連経済・社会情報政策局の人口部によって組織された。

国連経済社会理事会（ECOSOC）は、国際人口・開発会議の名称を決めた1991年の時点で人口と開発の関連を明確にした。同年、1992年の国連環境開発会議（UNCED）に向けた準備の過程で、いかにして持続的な開発を実現するかに焦点がしぼられてくる中で、国際人口・開発会議第1回準備会議において人口、経済成長の持続、そして持続可能な開発をカイロ会議の議題とするという決議がなされた。

国際人口・開発会議の行動計画案は、1974年にブカレストで開催された世界人口会議で採択された世界人口行動計画、そして1984年

にメキシコシティで開催された世界人口会議で承認されたそのさらなる実行のための88箇条の勧告を基に作成された。

また、それは国連環境・開発会議の成果であるアジェンダ21やリオ宣言、さらには1990年子供サミットおよび1993年世界人権会議で得られた合意を基に作成されたものでもある。人々のニーズを満たし、女性のエンパワーメントを重視するという国際人口・開発会議の強調は、1995年に行われる社会開発サミット、第4回世界女性会議、国連50周年祝典などの準備に影響を与えている。

行動計画の形成において特に重要な役割を果たしたのは、1992年と1993年に開催された5つの地域人口会議（アジアと太平洋沿岸諸国、アフリカ、ヨーロッパと北アメリカ、ラテンアメリカとカリブ海諸国、アラブ諸国）およびいくつもの地域内準備会議、経済社会理事会が最も注目を要するものとして提起した6つの課題に関する専門家会議、その他の重要な議題を協議するために開催された一連の特別円卓会議において決議された勧告であった。さらに、第2回準備会議、1993年の国連総会での議論、そして140カ国以上で作成された各国別の人口報告書からも重要な情報の提供があった。

1993年に開催された第48回国連総会（決議48/186）は、準備委員会を総会の補助機関とすることを決定し、国連環境・開発会議に匹敵する地位を国際人口・開発会議に与えることで準備委員会を強く支持した。総会で提案された「行動計画の注釈付き概要」についての総会第2委員会での議論は、1994年4月に行われた第3次準備会議（PrepCom III）における話し合いのための最終文書案を作成す

る際の事務局の指針ともなった。

ニューヨークの国連本部で開催された第3次準備会議（PrepCom III）には170カ国からの代表が参加し、カイロで最終的に協議・決定される行動計画案について協議を行った。

国際人口・開発会議そのものには、政府、政府間組織、国連計画・専門機関、非政府組織(NGO)、マスコミなどから10,757人の登録参加者があり、前代未聞の規模で報道が行われた。国連人口基金のナフィス・サディック事務局長が国際人口・開発会議の事務総長に就任した。また、エジプトのモハメド・ホスニ・ムバラク大統領が会議議長に、エジプト人口・家族福祉大臣であるマヘル・マハラン氏が職権による副議長に、ガーナのフレッド・サイ氏が最終行動計画について話し合う本委員会の議長にそれぞれ就任した。

1週間におよぶ本会議では、249人が演説を行い、その中にはブートロス・ブートロス・ガリ国連事務総長、パキスタンのベナジール・ブット首相、ノルウェーのグロ・ハーレム・ブルントラント首相、エチオピアのタミラット・レイン首相、ウガンダのジョージ・コスマス・アディエボ首相、マダガスカルのフランシスク・ラヴォニー首相、スワジランド首相のムビリーニ王子、アメリカのゴア副大統領などが含まれていた。

さらに、133カ国の1,500を超えるNGOから4,200人以上の代表がこの会議と同時に開催されたNGOフォーラム'94に参加した。

それ以外に並行して行われた活動としては、青年および青年に関連のある9つのNGOが8月31日から9月4日にかけて組織した国際青年NGO会議、5つの国際的な国会議員組織

が9月3日と4日に開催した国際人口・開発議員会議(ICPPD)、そして列国議会同盟が計画した1994年国会議員の日の会合などがある。

また、人口部の人口情報ネットワークが会議場で電子通信および資料センターを開設したほか、国際人口・開発会議のための4種類の独立系日刊紙がカイロで発行され、会議で配布された。さらに9月3日と4日には国連公報部と国連人口基金が共同で国際人口・開発会議の課題に関するジャーナリストのための会合を主催した。

第 I 章 前 文

この前文では、国際人口・開発会議の行動計画に含まれる主要な課題に対する概観を行うと同時に、人口と開発の分野における行動の背景を示している。ここで強調されていることは、国際人口・開発会議は孤立した行事ではなく、その行動計画は1974年にブカレストで開かれた世界人口会議や1984年にメキシコシティーで開かれた国際人口会議以降展開されてきた多くの国際的合意の上に築き上げられたものであるという点である。

1994年の会議では、人口、貧困、生産と消費のパターン、そして環境は相互に深く関連しており、そのいずれも一つだけ切り離して考えることはできないという認識の高まりを反映し、これまでに開催された人口会議よりもその討議課題は明らかに広範なものとなった。

前文では、国際人口・開発会議は、最近の他の重要な国際活動の一部としてその活動を基に築かれており、その勧告はこれまでの一連の会議において達していた同意を支持し、それと一致し、それを支持するものであることを指摘している。また、従って、会議の結果は社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回国連人間居住会議(Habitat II)、「開発のアジェンダ(手順)」の作成、国連50周年祝典といった1995年から1996年にかけて開催される他の大きな会議と密接に関連しており、それらにも大きく寄与するであろう。

前文では、行動計画の目標達成と行動計画

の中で勧告された行動の実行は、人類の将来を決める重要な挑戦であり、かつ相互に密接な関係を持っている人口と持続的な経済成長を持続可能な開発の文脈のもとで達成するという課題を同時に達成し解決に導くことになる、と指摘している。これらを実施するためには、国家レベルでの資源の十分な動員が必要となるほか、多国間、二国間そして民間も含むあらゆる資金調達メカニズムから開発途上国への新規および追加の資金提供も必要となる。国際機関が、行動計画を実行する能力を強化するためにも資金が必要である。

行動計画は、互いに補完し合い、これらの目的にとって非常に重大である質的および量的目標を含む重要な人口と開発の一連の達成目標を国際社会に勧告している。これらの目的と目標の中には、持続可能な開発を背景とした持続的経済成長、(特に女子を対象とした)教育、ジェンダー(男女)間の平等と公平、乳幼児・妊産婦死亡率の低下、そして家族計画やセクシャル・ヘルス(性行動に関する健康)を含むリプロダクティブ・ヘルス(生殖に関する健康)サービスをすべての人が受けられるようにするなどが含まれている。

行動計画では、今後20年の間に国際人口・開発会議の目的と目標が、各国政府の努力だけで達成されるものであるとは考えていない。社会のすべての人やグループには、これらの目標の達成に向けて積極的な役割を果たす権利があり、その責任もあるのである。

第II章 原則

この章に含まれている50の原則は、個人の人権に対する認識と、国家が開発を行う権利との間に微妙なバランスを提供するものである。これら、「原則」で使われたほとんどの用語法は、関連する国際的な宣言、国際協定、規約などで合意された国際的な表現法に依っている。

本章の冒頭では、行動計画に含まれる勧告の実行は各国の主権の下で行われるものであり、各国の国内法や開発の優先順位と一貫性をもって、その国民のさまざまな宗教的および倫理的価値観や文化的背景を十分に尊重し、一般的に認識されている国際的人権に準拠して行われるべきであることがはっきりと認識されている。すべての人々の生活の質を向上させるためには、国連憲章の原則に則り、パートナーシップの精神に基づいた国際協力と普遍的連帯が不可欠であると見なされている。

これらの原則は、男女の(ジェンダー間の)平等と公平、女性のエンパワーメント、持続可能な開発政策およびプログラムへの人口の統合、貧困の撲滅、リプロダクティブ・ヘルスケアおよび家族計画へのアクセス、家族の役割、教育を受ける権利、子供たちの状況、移民および難民の権利、そして先住民の人口と開発ニーズといった人口と開発の分野における主要課題に触れている。

これらの原則は、人間がいかなる国にとっても最も重要で価値のある資源であるがゆえに、持続可能な開発を行う上で、人間を中心

において行わなければならないということを再確認している。その結果、開発の恩恵を受ける権利は、現在および未来の世代の人口、開発、そして環境ニーズに公平に応えることができるような形で満たされなければならない。また、持続可能な開発とすべての人の生活の質の向上を達成するためには、国家が持続可能でない生産および消費のパターンの減少と廃止に努め、人口関連の政策を含む適切な政策を推進しなければならない。

これらの原則によれば、ジェンダー間の平等と公平および女性のエンパワーメントの進展、女性に対するあらゆる種類の暴力の排除、女性が自らの出生力を確実に管理できるようにすることは人口と開発に関連するプログラムの基礎である。また、国家は、ジェンダーの平等に基づき、家族計画やセクシャル・ヘルスを含むリプロダクティブ・ヘルスケアに関連する事柄といったヘルスケア・サービスを誰もが受けられるようにしなければならない。これらの原則は、すべてのカップルや個人が、自分の子供の数や出産間隔を自由に、かつ責任を持って決め、それを行うための情報、教育、手段が彼らに与えられるという基本的な権利を再確認するものである。

本章は、家族が社会の基本単位であり、そのような観点から家族を強化していかなければならないと強調している。また、それは異なる文化、政治、社会の制度にさまざまな家族の形態があることも認識している。

第Ⅲ章 人口と持続的な経済成長と持続可能な開発の相互関係

A. 人口と開発戦略の統合

広汎に慢性化した貧困の増大や深刻な社会的不平等およびジェンダーの不平等が、人口増加、人口構造および分布といった人口学的な要因に影響を与え、同様にこれらの要素からの影響も受けているということは広く認められている。また、持続可能でない消費と生産のパターンが持続可能でない形での天然資源の消耗を招き、環境悪化を引き起こすことも広く認められている。セクションAでは、人口問題を、開発戦略および開発計画のあらゆるレベルにおけるすべての側面に完全に組み込むことを目指している。その結果生まれる持続的な経済成長は、ニーズを充足し、現在および未来の世代の生活の質を改善することに寄与する。それはさらに社会正義を促進し、貧困を撲滅することにも一役買うであろう。

各国政府は、このような統合への政治的な関わり合いを（a）公共教育や情報プログラムへの着手、（b）NGOや民間企業との協力による資源配分の増加、（c）研究および全国と地方の人口・開発問題に対する対応能力の構築を通じた知識ベースの改善、という3つの方法によって強めることを目指さなければならない。また、各国政府は、持続可能でない消費と生産のパターンを減少させ、これを排除して適切な人口政策を講じなければならない。

B. 人口と持続的な経済成長と貧困

人口増加の低減、貧困の減少、経済的発展

の達成、環境保護の改善、持続可能でない消費および生産のパターンを減らすための努力は、互いにその効果を高め合っている。持続可能な開発の枠組みのなかで行なわれる持続的な経済成長は、貧困を撲滅するうえで欠かすことができない。貧困の撲滅は、人口増加を遅らせ、人口の早期安定化達成に寄与する。女性は一般的に最も貧しい状況に置かれているが、開発過程において重要な役割も演じている。それゆえに、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃することは、貧困を撲滅し、持続的な経済成長を促進し、質の高い家族計画とリプロダクティブ・ヘルス・サービスを確保し、人口と入手可能な資源との間のバランスを保つための必須条件である。

セクションBの目的は、貧困を撲滅し、持続可能な開発の枠組みの中で経済成長を持続させ、持続可能な消費と生産のパターンを達成し、人間資源を開発し、開発の恩恵を受ける権利を含むすべての人権を保障することを目指す人口と開発のための政策や、プログラムを通じてすべての人の生活の質を向上させることにある。

各国政府は、その人口と開発のための戦略や予算において、人間資源への投資を優先しなければならない。プログラムは、人々がより容易に情報、教育、技能開発、雇用機会、そして家族計画を含む質の高い一般およびリプロダクティブ・ヘルスのサービスを得られるようにしなければならない。現存する職場での女性に対する不平等や障壁は排除されな

ければならず、すべての政策の立案や実施における女性の参加を促し、強めていかなければならない。同様に、女性の生産資源の利用、土地の所有や財産相続権も強めていく必要がある。

各国政府は、女性や少女の教育や技能開発、女性の法的および経済的な権利に投資し、これを促進し、モニターし、評価しなければならない。政府はまた、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルスのあらゆる側面について同じことを行わなければならない。国際社会は、経済環境改善のための支援を促進しなければならない。特に、開発途上国や経済が過渡期にある国が行っている貧困の撲滅や、持続可能な開発の枠組みの中で持続的な経済成長を達成すると言う目的を支援するための経済環境改善への援助を続けなければならないのである。

C. 人口と環境

増加する人口の基本的なニーズを充足することができるかどうかは、環境が健全であるかどうかにかかっている。このようなニーズは、持続可能な開発のための包括的な政策を練り上げる際に取り組みなければならないものである。このセクションCには、(a) 人口、環境、貧困撲滅を持続可能な開発政策、計画、プログラムのなかに確実に組み込む、そして (b) 持続可能ではない消費と生産のパターンをいずれも減らすと同時に、人口学的要因の負の影響を減少させる、という2重の目的がある。各国政府は、アジェンダ21において合意され、またその他の会議成果や国際的な環境の合意事項の目的と行動を支援するような人口政策を策定し、これを実施しなければならない。

各国政府が特に行わなければならないこと

は次の通りである。

(a) 環境アセスメント、および持続可能な開発を実現することを目的としたその他の計画および意志決定プロセスに人口学的な要素を組み込む。

(b) 農村部の貧困層、そして壊れやすい生態系の中、またはその周辺に暮らしている人々を対象とし、収入の発生と雇用戦略に重点を置き、貧困の撲滅を目的とした措置を講じる。

(c) 特に壊れやすい生態系の持続可能な資源管理を促進するため、人口学的データを利用する。

(d) 持続可能な資源利用の促進と環境悪化の防止を目的とする経済、立法、行政による措置を通じて持続可能でない消費と生産のパターンを変える。

(e) 特に生態学的に脆弱な地域や、都市部地域における不可避な人口の増加、および人口の密度と分布の変化の生態学的な影響に取り組むための政策を実施する。

第IV章 ジェンダー(男女)の平等・公平と 女性のエンパワーメント(権能の向上)

A. エンパワーメントと女性の地位の向上

女性のエンパワーメントとその地位の向上は、彼女たち自身にとって重要な結果をもたらすものであると同時に、持続可能な開発を達成するうえで不可欠なものである。その目的としては、男性と女性の間の平等と公平を達成して女性が自らの能力を完全に発揮できるようにすること、積極的な意思決定者、参加者、受益者として女性が政策および意思決定プロセス、さらには経済、政治、文化生活的あらゆる側面に十分に参画できるようにすること、そしてすべての女性が男性と同様に、人間の基本的なニーズを満たして人権を行使するために必要な教育を確実に受けられるようにすることなどがある。勧告される行動としては、とりわけ政治的プロセスおよび公共生活のすべてのレベルにおける女性の平等な参加と公平な代表派遣のための機構の確立、女性の教育・技能開発・雇用の促進、そして職場における差別や信用・財産管理・社会保障へのアクセスに関するものを含む女性を差別するすべての慣行の排除などが含まれている。各国は、女性、思春期の女性、そして女兒に対するあらゆる形態の搾取、虐待、いやがらせ、暴力を排除するために十分な措置を講じなければならない。また、開発による介入を行う際には、女性が行わなければならない仕事の数多くあることをもっと考慮して家庭内の仕事の負担を減らすための措置に専心し、男の従業員も女の従業員も家庭と職責の釣り合いをとれるようにするための法律、プログラム、政策に目を向けなければならない。

B. 女兒

ここでの目的は、女兒に対するあらゆる形態の差別を排除し、女兒よりも男児選好の理由となっているさまざまな根本原因を取り除き、女兒の価値に対する一般の認識を高めること、そして女兒自身の自尊心を高めることにある。これらの目的のため、社会のあらゆるレベルの指導者は、男児選好に基づく家庭内の男女差別に反対する率直な意見を述べ、反対運動を力強く押し進めていかなければならない。栄養、健康管理、教育、社会・経済・政治活動などに関して男児と女兒が同等の扱いを受け、公平な遺産相続を受けられるようにするための特別な教育や公報活動が行われなければならない。各国政府は、女兒や若い女性の健康、教育、社会面での特別なニーズに対して統合された取り組みを行い、結婚が配偶者同士の間で自由かつ完全な同意によってのみ行われることを確実にするための法律を厳しく実施しなければならない。また、女性の性器切除を禁止し、幼児殺し、出生前性選別、女兒の売買、少女売春やポルノにおける女兒の使用の防止が各国政府に求められている。

C. 男性の責任と参加

大半の社会において男性は、生活のあらゆる領域において圧倒的な力を持っており、男女の平等を達成する上において重要な役割を果たす。ここでの目的は、男女の平等を促進し、男性が自らの性と生殖に関する振る舞い、そして社会と家庭における役割について責任をとることを促し、それを可能にすることにある。

各国政府は、とりわけ責任のある親としての立場、性と生殖に関する振る舞い、性行為感染症の予防、そして家族収入と子供の福祉への貢献とその監督の分担などを含む家族と世帯のあらゆる分野における女性と男性の平等な参加を促さなければならない。また、各国政府は、子供たちが自分の親から適切な財政支援を確実に受けられるようにし、男性が自分の子供や家族の扶養を確実に行うようにするための法律や政策の変更を考慮しなければならない。親や学校は、可能な限り早い時期から、少年たちに女性や女兒に敬意を示す態度を確実に教え込むようにしなければならない。

第V章 家族、その役割、権利、構成と構造

家族は社会の基本的な単位である。急激な人口学的および社会経済的な変化は、家族形成と家族生活のパターンに影響を与え、家族の構成と構造に重要な変化を与えている。家庭の外で有給の仕事に就く女性が世界各地で軒並み増えてゆく中、親や家庭の役割についての伝統的な考え方は人々の今の現状や欲求を反映していない。それと同時に、社会的変化や経済的变化に伴う家族形態の変化が家族に緊張をもたらしている。

ここでの目的は、以下の通りである。

(a) 家族に対する支援を強化し、その安定に寄与する。とりわけ片親家族の増加といったその形態の多様化を考慮に入れた法律や政策を策定する。

(b) 家族の女性や子供の権利に重点を置いた家族のメンバーに対する機会の均等を促進する。

(c) すべての社会政策や開発政策が、家族

に対する支援と保護を行い、多様かつ変化する家族のニーズに十分に対応することを確実にする。

A. 家族の構造と構成の多様性

政府には、雇用主と協力し、中でも小さい子供のいる片親家庭のために、労働力として働くことと親としての責任とを両立しやすくするような手段を提供し、これを促進することが求められている。各国政府は、政策や実践におけるあらゆる形態の強制や差別を排除するための効果的な措置を講じなければならない。

B. 家族に対する社会・経済的支援

各国政府には、家族の抱える問題に対して十分に配慮した、家族を支援するような政策を策定し、NGOや関係する地域の組織と共に、とりわけ極貧、慢性的な失業、性的暴力などの問題を抱えている可能性のある自国の家族や個人に、より効果的な援助を提供するための斬新な方法を開発すべきであると勧告されている。

第VI章 人口増加と人口構造

A. 出生と死亡と人口増加率

ここでの目的は、人口学的な諸指標と社会、経済、環境面における目標との間に不均衡が存在する国々において、人口転換を可能なかぎり早く進めることにある。このプロセスは世界人口の安定化に貢献する。

各国政府には、人口の変化が開発に与える影響の重要性にもっと注目することが求められる。人口の増加の問題に取り組む場合に、これらの国々は出生率と死亡率との間の相互関係を認識し、高いレベルにある乳幼児・妊産婦死亡率を下げることを目指さなければならない。

B. 子供と青年

多数の開発途上国において、子供と青年の人口比率が非常に高いことによって発生する大きな問題が注目を集めている。ここでの目的は、すべての子供、青年期の男女、そして青年の健康、幸福、可能性を増進し、社会、家族、地域からの支援および教育、雇用、健康、カウンセリング、質の高いリプロダクティブ・ヘルス・サービスを受ける機会を与えることなどを含む彼らの特別なニーズを満たし、教育を続けることを奨励することにある。これらの国々には、子供や青年の保護、生存、成長に対して高い優先順位を設定し、貧困が子供や青年に与える悪影響を排除するためにあらゆる努力を払うことが求められている。また、これらの国々には、子供を経済的に搾取すること、肉体的および精神的な虐待または遺棄に対する法律を制定し、これを厳しく

執行することが求められているほか、子供の結婚をすべて廃止することに役立つ社会経済的な環境を創り出し、早婚を思いとどまらせることが求められている。

C. 高齢者

各国政府には、世代間そして世代の内部により大きな公平さと連帯を確立し、多世代家族の奨励を通じた高齢者への支援を行う社会保障制度を設けることが求められている。また、各国政府は高齢者が健康で実りの多い生活を送り、人生において取得した技能や能力を十分に活用することによって社会に利益をもたらすことができるよう、彼らの自信を高めることを目指さなければならない。さらに、各国政府は高齢者のための公式および非公式の支援制度や安全策を強化し、彼らに対するあらゆる形態の暴力と差別を排除しなければならない。

D. 先住民

先住民は、人口と開発の関係についてそれぞれ独自の重要な考え方を持っており、それは同じ国の中で相互関係を持っている人々の見解とは大きく異なっている。プライマリー・ヘルスケアやリプロダクティブ・ヘルス・サービスを含む先住民の具体的なニーズを認識する必要がある。先住民の全面的な協力を仰ぎながら、彼らの人口学的な特徴をまとめ、国のデータ収集システムに組み入れなければならない。先住民の文化は尊重しなければならない。また、先住民は自らの土地を管理できるようにしなければならず、彼らが依存し

ている天然資源や生態系は保護し、修復されなければならない。

E. 身体障害者

身体障害の問題についての意識は高まっているものの、身体障害の予防とリハビリテーションのための効果的な措置を促進するための継続的な活動に対する差し迫った必要性が依然として存在する。各国政府には、身体障害者のニーズ、とりわけ彼らの教育、研修、リハビリテーションに取り組むためのインフラストラクチャーを創り出し、とりわけ家族計画やHIV（ヒト免疫不全ウイルス）／AIDS（後天性免疫不全症）を含むリプロダクティブ・ヘルスに関する彼らのニーズを認識し、リプロダクティブ・ライツ、家庭や家族の形成、そして国際的な移動に関して身体障害を持つ人が直面する可能性のある具体的な差別を排除することが求められている。

第VII章 リプロダクティブ・ライツ(生殖に関する権利)と リプロダクティブ・ヘルス(生殖に関する健康)

A. リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス

リプロダクティブ・ヘルスとは、リプロダクティブ・システムおよびその機能とプロセスに関連するすべての事柄において身体面、精神面、社会面における完全に健全な状態を意味する。また、人々には生殖の能力があり、生殖を行うのであればそれをいつ、どのくらいの頻度で行うかを決めるのは彼らの自由であることを意味している。

これには、すべての男女が、自らの選択のもとに、効果的で、値段が手ごろで、容認できる家族計画の方法、さらには出生力を抑えるために彼らを選択する違法でないその他の方法について情報を得て、かつそれらを利用できる権利、そして女性が妊娠期間および出産を安全に乗り切ることができるヘルスケア・サービスを受けることができる権利が事実上含まれている。

また、リプロダクティブ・ヘルスケアには生活や人間関係を豊かにすることを目的とする性行動に関する健康（セクシャル・ヘルス）も含まれる。

リプロダクティブ・ライツには、国家法、国際人権文書、その他の関連する国連の合意文書において既に認められている特定の人権が含まれている。これらの権利は、すべてのカップルと個人が、自分の子供の数や出産の間隔を、自由に、かつ責任を持って決め、それを行うための情報や手段が彼らに与えられ

るという基本的な権利、そして高い水準のセクシャル・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルスを得る権利があるという認識に基づくものである。また、それにはすべての人が持っている差別、強制、暴力を受けることなく生殖に関して決断を下すことのできる権利も含まれている。互いに敬意を持つ平等なジェンダー関係、とりわけ青年期の男女が自らの性に肯定的かつ責任のある方法で取り組むことができるようにするための教育やサービス面のニーズを満たすことには十分に注意を向ける必要がある。

適応する年齢のすべての個人が、できる限り早い時期に、遅くとも2015年までにプライマリー・ヘルスケア・システムを通じてリプロダクティブ・ヘルスを受けられるようにするための努力をすることがすべての国に求められている。このようなケアには、とりわけ家族計画のカウンセリング、情報、教育、コミュニケーション、サービス；出産前のケア、安全な出産、出産後のケアのための教育とサービス（特に母乳育児や乳児と妊産婦の健康管理）；不妊症の予防と治療；パラグラフ8.25項に明記された中絶；生殖器の感染症；性行為感染症(STD)、その他のリプロダクティブ・ヘルス関連の症状の治療；人間の性生活、リプロダクティブ・ヘルス、および責任のある親となることについての情報、教育、カウンセリングなどが含まなければならない。

リプロダクティブ・ヘルスケアのためのプログラムは、青年期の女子を含む女性のニー

ズに応えることを意図しなければならず、サービスのリーダーシップ、立案、意思決定、管理、実行、組織、評価などに女性を関与させなければならない。また、リプロダクティブ・ヘルスに関する情報、カウンセリング、サービスを青年期の男女や成人男性が得られるようにするための革新的なプログラムが練り上げられる必要がある。このプログラムは、家族計画、そして家庭と育児の責任をより平等に分担し、STDの予防に向けて大きな責任を受け入れることについて男性を教育し、それを可能とするものでなければならない。

B. 家族計画

行動計画では、それぞれのカップルと個人が考える生殖に関する目標、例えば、望まれない妊娠を予防してリスクの高い妊娠、疾病、死亡の件数を減らし、質の高いサービスを必要とし、それを欲している人が手ごろな料金で手に入れることができるようにする、アドバイス、情報、教育、コミュニケーション、カウンセリング、サービスの質を改善する、家族計画の実施における男性の参加と責任分担を増し、出産の間隔を長くするために母乳育児の奨励など、の方法を使ってそれぞれのカップルと個人が考える生殖に関する目標の達成を手助けすることを勧告している。文書では、各国政府や国際社会が利用できる手段をすべて使って家族計画における自主的な選択という原則を支援すべきであることを強調している。満たされていないニーズを満たす努力の一環として、すべての国が家族計画サービスの利用を妨げている主な障壁をすべて明らかにし、それらを取り除くことが求められている。各国政府は、可能性のあるすべての方法を通じて、質の高い公共および民間の家族計画およびリプロダクティブ・ヘルスの情報とサービスに適した環境を提供するよう

促されている。国際社会は、開発途上国や経済移行期にある国々のリプロダクティブ・ヘルスプログラムに不可欠な避妊手段およびその他の品物の調達のために、今すぐに効率的な調整システムおよび世界、大地域、下部地域レベルの施設を設けるよう要請されている。

C. 性行為感染症 (STD) とヒト免疫不全ウイルス (HIV) の予防

セクションCは、HIV/AIDSを含む性行為感染症や、不妊症など性行為感染症の合併症の発生の予防、減少、治療を行なうための活動を勧告している。かかる活動には、性行為感染症やその他の生殖器の感染症を予防、発見、治療するためにリプロダクティブ・ヘルスにおける努力の増大；性行為感染症（特に女性や青年による感染）の予防、発見、カウンセリングについてのすべてのヘルスケア提供者への特別訓練の提供、情報、責任のある性行動のためのカウンセリング、性行為感染症とHIVの効果的な予防をすべてのリプロダクティブおよびセクシャル・ヘルス・サービスの重要な要素とすること、そして高品質コンドームの奨励と配給をすべてのリプロダクティブ・ヘルス・サービスの重要な要素とすることが含まれる。

D. 人間の性行動とジェンダーの関係

目的は、ジェンダー間に公正な関係と相互尊敬が生まれるような責任のある性行動の適切な発展を促進すること；そして女性と男性が良好な性行動の健康を実現し、自らの性と生殖に関する権利と責任を行使するために必要な情報、教育、サービスを確実に手に入れることができるようにすること、の2つである。勧告される行動としては、若者のための完全な性教育とサービスへの支援を行うことが含まれ、これは彼らの親からの支援と指導

により、男性が自らセクシャル・ヘルスと出生に責任を持つことを強調し、彼らがその責任を果たすことの助けとなる児童権利条約に沿って行われる。教育の努力は家族の中から開始されるべきであるが、格式張らない教育やさまざまな地域ベースの活動を通じて成人、特に男性にもこれが及ぶようにしなければならない。

また教育プログラムも、性的虐待、搾取、人身売買、暴力を含む虐待から女性、若者、子供を保護する必要性についての積極的かつ開放的な議論を奨励し、支援しなければならない。各国政府と地域社会は、女性の性器切除の慣行を止めさせ、類似するすべての不必要かつ危険な慣行から女性や女兒を保護するための措置を早急に講じなければならない。

E. 青年期の男女

望まれない妊娠、(世界保健機構の定義による)危険な中絶、性行為感染症およびHIV/AIDSを含む青年期の男女のセクシャル・ヘルスおよびリプロダクティブ・ヘルスの問題もまた、自主的な節制を含む責任のある健全な性と生殖の行動を促し、その年齢層に特に適したサービスやカウンセリングを提供することによって対応が行われている。青年期の女子によるあらゆる妊娠の大幅な減少が試みられている。本文には、関係各国は、プログラムやヘルスケア提供者の姿勢が、青年期の男女が必要としているサービスや情報を手に入れる際の妨げになることのないようにしなければならないということが強調されている。これらのサービスは、青年期の男女のプライバシー、秘密、尊敬、インフォームド・コンセント(十分な説明に基づいた同意)、権利を守ると同時に、文化的価値観や宗教上の信仰、さらには親の権利、義務、責任を尊重しなけ

ればならない。関係諸国は、国際社会の支援を受けながら、青年期の男女がリプロダクティブ・ヘルスに関する教育、情報、ケアを受ける権利を保護・促進し、青年期の女子の妊娠件数を大きく減少させるべきである。関係諸国は、NGOと協力しながら、青年期の男女特有のニーズに対応するための適切な機構を確立しなければならない。

第VIII章 健康、疾病、死亡

A. プライマリー・ヘルスケアとヘルスケア部門

過去半世紀の間に世界のほとんどの地域で記録された平均余命の延長は、公衆衛生およびプライマリー・ヘルスケア・サービスが多くの人々に利用されるようになった結果である。特筆すべき実績としては、子供へのワクチン注射、そして経口補水療法などの低コスト治療の普及などがあげられる。しかし、このような実績がすべての国で実現されているわけではなく、予防または治療が可能な病気は依然として幼い子供たちの最大の死亡原因となっている。さらに、人口の大多数が感染症、寄生虫病、経水感染症（例えば飲料水を媒介とする）の危険にさらされているところも数多くある。セクションAでは、ヘルスケアのためのサービスや施設の利用しやすさ、有用性、受け入れやすさ、費用の手ごろさなどを増大させ、すべての人の生活の質を改善して健康な生涯を送れるようにし、国家間および国内における平均余命の格差を狭めるための行動について勧告している。

セクションAは、すべての国が基本的なヘルスケアと健康の促進の実現を疾病や死亡を減少させるための中心的な戦略とするべきであることを強調している。プライマリー・ヘルス・サービスが国民全員に行き渡るよう、十分な資源が割り当てられなければならない。すべての国が、今世紀の終わりまでに疾病や死亡を減少させ、リプロダクティブ・ヘルスケアを含むプライマリー・ヘルスケアを誰もが受けられるようにしなければならない。関

係諸国は、2005年までに出生時平均余命が70年を超え、2015年までに出生時平均余命が75年を超えるようにすることを目指さなければならない。死亡率の最も高い国々は、2005年までに出生時平均余命が65年を超え、2015年までに出生時平均余命が70年を超えるようにすることを目指さなければならない。各国政府は、健康関連政策の立案、特にお年寄り、身体障害者、HIVなど特定の病気に感染した人のための長期的な介護に地域社会が確実に参加するようにしなければならない。すべての人、とりわけ最もないがしろにされ、最も弱い立場にある人たちが確実にヘルスケア・サービスを受けられるようにしなければならない。各国政府は、基本的なヘルスケア・サービスを財政的により安定させると同時に、平等なアクセスを確実にものとしなければならない。

B. 子供の生存と健康

世界中どこでも乳幼児死亡率の減少には進歩が見られた。しかし5歳未満の子供の死亡率に関してはその現状は国家間や国内で大きく異なる。貧困、栄養失調、母乳育児を行う母親の減少、衛生施設や保健施設の不足や欠如は、いずれも高い乳・幼児死亡率の原因となっている。子供の生存は、出産のタイミング、間隔、出産回数、および母親のリプロダクティブ・ヘルスと密接に関連している。若い年齢や高年齢での出産、多産、間隔の短い出産などは、特に健康のための施設が少ないところではいずれも高い乳・幼児死亡率および疾病率の主要要因となっている。よってセ

クションBでは、先進国と開発途上国間のそして先進国間および途上国間の死亡率の格差を縮めるための行動、特に予防可能な乳幼児の多すぎる死亡をできる限り低下させることを勧告している。また、乳幼児の健康と栄養の状況を改善し、子供を生存させるための戦略として母乳を奨励するための行動も勧告されている。

セクションBには、次のような具体的な目標が含まれている。国は、自国の乳児および5歳未満の幼児の死亡率を、3分の1減少させるか、または出生1,000人に対してそれぞれ50人から70人にするかのいずれか少ない方を2000年までに達成するよう努めなければならない。2005年までには、中級レベルにある国で乳児死亡率を1,000人中50人未満まで、そして5歳未満幼児の死亡率を1,000人中60人未満まで減らすことを目指さなければならない。

そして2015年までには、すべての国が乳児死亡率を1,000人中35人未満まで、そして5歳未満幼児の死亡率を1,000人中45人未満まで減らすことを目指さなければならない。先住民を持つ諸国は、先住民の乳児および5歳未満幼児の死亡率と一般国民のそれを同一にしなければならない。

セクションBは、高い子供の死亡率の根底にある原因を検討し、安全な母性、子供の生存のためのプログラム、家族計画サービスを含む統合化されたりプロダクティブ・ヘルスおよび子供向けヘルス・サービスをプライマリー・ヘルスケアの枠組みの中で全国民、中でも最もないがしろにされ最も弱い立場にある人たちに提供することを各国政府に求めている。すべての国は、とりわけ伝染病や寄生虫病などの幼児期の主な病気、そして子供た

ち（特に女兒）の間の栄養失調を予防するための努力に高い優先順位を与えなければならない。

C. 女性の健康と安全な母性

妊娠や出産に関連する合併症は、多くの開発途上国における再生産年齢人口の主な死亡原因の一つであり、毎年50万人にのぼるこのような合併症による死亡の99%が、開発途上国におけるものである。女性が出産を開始または中止する年齢、出産と出産の間の間隔、一生の間の妊娠回数、女性が暮らす社会文化的小および経済的な環境などはすべて妊産婦の疾病率および死亡率に影響を与える。世界のおよそ90%の国が母親の命を助けるためにさまざまな条件のもとで中絶を許可する政策を有しているものの、中絶の大部分は女性が自ら行ったり、その他の安全でない方法で行われており、妊産婦が死亡したり後遺症の残る確率を高めている。

ここでの目的は、女性の健康と安全な母性の増進、妊産婦疾病率と妊産婦死亡率の迅速かつ大幅な低減、先進国と開発途上国の間、およびそれらの国の国内にある格差の低減、女性の健康と幸福のための取り組みを基盤とした安全でない中絶による死亡数と疾病数の大幅な低減である。また、女性、特に妊産婦の健康と栄養状態を改善する行動も勧告されている。

行動計画文書は、2000年までに妊産婦死亡率を1990年のレベルから半減させ、2015年までにそれをさらに半減することを求めている。死亡率の水準が中程度の国々に関しては、2005年までに妊産婦死亡率を出生100,000人当たり100人未満に抑え、2015年までにそれをさらに出生100,000人当たり60人未満にまで

抑えることを目標としなければならない。死亡率が最も高い国々においては、2005年までに妊産婦死亡率を出生100,000人当たり125人未満に抑え、2015年までにそれを出生100,000人当たり75人未満にまで抑えることが目標となる。すべての国は、公衆衛生上の問題とならないような水準にまで妊産婦疾病率と妊産婦死亡率を低減しなければならない。国際社会の支援を得ながら、プライマリー・ヘルスケアを背景とする妊産婦向けヘルスケアの提供を拡大してゆくことがすべての国に求められている。また、どの国も、リスクの高い妊娠や出産、特に青年期の女子の出産や高齢出産を予防し、発見し、管理するための方策を通じて妊産婦死亡率のさらなる低減を目指さなければならない。妊産婦の健康と安全な母性に対して、男性の支援を得られるようにするためのプログラムや、教育を開発しなければならない。リスクの高い性的行動を変えようと努め、男性がセクシャル・ヘルスおよびリプロダクティブ・ヘルスの責任を確実に分担するようにするための戦略を立てることがすべての国に求められている。

中絶について述べている第8.25パラグラフの全文は次の通りである。「いかなる場合も中絶を家族計画の手段として推進してはならない。すべての政府、そして関連のある政府間および非政府組織には、女性の健康に対する自らの関わりを強め、公衆衛生の大きな懸念事項として安全でない中絶の健康上の影響に取り組み、拡大され改善された家族計画サービスを通じて中絶への依存を低減することが求められている。望まれない妊娠の防止は常に最優先されなければならない。中絶の必要性を排除するためにあらゆる試みがなされなければならない。望まれない妊娠をした女性は、信頼できる情報や、思いやりのあるカウンセ

リングを直ちに受けられるようにしなければならない。保健制度の中の中絶に関連する措置や変更は、国家の立法プロセスに従って全国または地域レベルで決定されなければならない。中絶が違法でない状況においては、かかる中絶は安全でなければならない。いかなる場合も、中絶に起因する合併症を管理するための質の高いサービスを女性が受けられるようにしなければならない。また、中絶後のカウンセリング、教育、家族計画サービスは即座に提供されなければならない。これは中絶の繰り返しを防ぐことにも役立つであろう。」

D. HIV（ヒト免疫不全ウイルス）とエイズ（AIDS：後天性免疫不全症）

AIDSの流行は先進国にとっても開発途上国にとっても大きな懸念事である。1993年中頃の時点で、HIVに感染した人の約5分の4が開発途上国に暮らしていた。そこでは主に異性間性交渉を通じて感染が広がっており、女性の症例数が最も急速に増えていた。セクションDの主な目的は、HIV感染の拡大とその影響を最小限に止めてこれを減少させ、HIVに感染した個人が十分な治療を受け、差別を受けないようにすることである。第3の目的はHIV/AIDSの流行を抑制する方法についての研究を強化し、病気の効果的な治療法を発見することにある。

セクションDは、各国政府があらゆる社会階層を動員してAIDSの流行を抑制し、プログラムの中でIEC（情報・教育・コミュニケーション）キャンペーンに高い優先順位を与えることを求めている。性教育や性に関する情報を感染者と非感染者の双方、特に青年期の男女に提供しなければならない。自主的な性の節制を含む責任のある性行動を推進し、教育や情報のプログラムに含めていかなければ

ならない。目標としては、意識を高め、行動の変化を重視することなどがあげられる。国際社会には、HIV感染の速度を遅らせるために人間資源や財政資源を活用することが求められている。

第IX章 人口分布、都市化、国内移動

A. 人口分布と持続可能な開発

都市化のプロセスは、経済的および社会的発展に必然的に伴うものであり、その結果、先進国も開発途上国も農村を中心とした社会から都市を中心とした社会へと移行している。ここでの目的は、主な人口の送り出し地域と、流入地域双方の持続可能な開発を推進することによって、よりバランスのとれた人口の分布を実現することにある。そのような開発は、生態学的に見て適切かつ、経済、社会、ジェンダーなどの面で平等を推進するものでなければならない。これに関連するもう一つの目的は、人々を移動へと追い込むさまざまな要因を減らすことである。これには、とりわけ開発資源の不平等な分配、不適切技術の利用、そして利用できる土地を手に入れることができないことなどが含まれる。各国は、小中規模の都市センターの成長を奨励する戦略を採択し、農村地域の開発を進めていかなければならない。農村地域の開発を行うため、各国政府は特に家族単位で土地の所有や、水資源の利用を可能とする努力を積極的に支援し、農村の生産性を高めるための投資を行ったり、それを奨励しなければならない。

B. 大規模都市圏

多くの国で、その国の都市システムのほとんどすべてを単一の都市が占めていることが多い。この現状が経済、社会、環境の面においてある難題を生み出している。しかし、大規模都市圏は最も活発な経済および文化活動の中心となっていることが多い。ここでの目的は、農村部の貧困層と都市部の貧困層の双

方の安全と生活の質の改善を行うために、各国がこうした大規模都市圏をより良く管理できるように支援することにある。行動計画文書は、都市および地方自治体の当局が都市開発を管理する担当能力や対応力を高め、すべての市民のニーズに応えることができるようにすることを各国政府に求めている。また、雇用、クレジットの利用、基礎教育、公共医療サービス、保育センター、職業訓練などを、移住者、とりわけ女性の移住者に提供するよう各国政府に促している。必要とされるインフラストラクチャーやサービスをバランスの取れた形で提供するため、社会の貧しい階層の利益を念頭に置きながら政府機関が公平な費用回収制度およびその他の措置を導入して歳入を増やすことを考慮することが勧告されている。

C. 国内避難民

ここでの目的は、国内避難民、とりわけ女性、子供、高齢者に十分な保護と援助を提供し、彼らが避難せざるを得なくなった根本的な原因に対する解決策を見つけると同時に、今後そのようなことが再び起きることを防ぎ、彼らの帰郷や再定住を促進することにある。さらに本書は、「民族浄化」を含むあらゆる形態の強制移住に終止符を打つことを目指している。環境の悪化、自然災害、武力衝突、強制的な再定住といった国内における移住の原因に取り組み、避難した人々を保護し、援助するために必要な機構を確立することが各国に求められている。また、国内において避難を余儀なくされた人々が基本教育、就職の機

会、職業訓練、そしてリプロダクティブ・ヘルス・サービスや家族計画を含む基本的な公共医療サービスを確実に受けられるようにする措置も求められている。さらには、自主的に安全に出身地に帰還する彼らの権利など、国内において移住を余儀なくされた人々が関係する問題に対し永続的な解決策を見出すための措置を、必要に応じて国際的な協力を仰ぎながら、国連憲章に従い、国内レベルで講じてゆかなければならない。

第X章 国際人口移動

国際経済的、政治的、文化的な相互関係は、人々が国々の間での移動を決定するうえで重要な役割を果たす。さまざまな人口移動がある中の1つである国際人口移動も、そうした相互関係と関連しており、開発プロセスに影響を及ぼすと同時にその影響も受ける。貧困と環境の悪化、平和と安全の欠如や、人権の侵害などは、すべて国際人口移動に影響を与えている要素である。

A. 国際人口移動と開発

秩序正しい国際人口移動は、送り出した社会と受け入れた社会の双方にプラスの効果をもたらすことができる。各国政府は、人口移動の根本原因に取り組み、すべての人にとって自国に止まることが実行可能な選択肢となるようにすることが求められている。送金の流入は、堅実な経済政策と適切な銀行施設によって助成されなければならない。受け入れ国は一時的な人口移動に対処する場合の慣行を考慮してその人口移動を取り扱い、送り出し国は自主的な帰国の奨励に協力しなければならない。人口移動政策に関する情報交換や、十分なデータ収集による移民の現在数や変動のモニタリングへの支援も行われなければならない。

B. 合法的移民

受入側の政府には、適切な滞在期間の要件を満たす合法的移民とその家族に対し、基本的人権に関して自国の国民に与えているものと同等の扱いをすることが求められている。家族の一員として移住する女性や子供は、そ

の人権の侵害や否定から保護されなければならない。すべての政府、とりわけ受入側の政府は、家族が再び一緒になることの重要性を認識し、広く一般に認められている人権保護手段を国内法に組み込み、合法的移民とその家族を離散から守るようにしなければならない。

C. 非合法移民

行動計画文書では、すべての国が、自国の領土内に誰がどのような条件の下で入国し又は滞在するかを決定する権利を持っていることを改めて示し、人種差別的または外国人排斥的な政策を避けるよう注意をしながら、かかる権利を行使することを各国政府に促している。セクションCは、非合法移民の数を減らし、彼らからの搾取を防止して彼らの基本的人権を守り、移民の国際的な売買を防止し、人種差別主義、自民族中心主義、外国人排斥主義から彼らを守るための行動を勧告している。これらの行動には、非合法的な人口移動の原因とその経済学的、社会学的、人口学的な影響の究明、非合法的な人口移動の組織、搾取、取引を行っている者に対する効果的な罰則の採用、ホスト国における入国、滞在、就職の法的な状況を潜在的な移民に知らせることによる非合法移民の防止、とりわけ関連する国際的手続きに従って関係者の基本的人権を保護する再入国協定についての2国間、または多国間交渉を通じた非合法移民の問題に対する解決策の模索などが含まれている。

D. 難民・亡命者・避難民

各国政府には、対立の解消、平和と和解の促進、人権の尊重、独立の尊重、領土保全、国家の主権に関して適切な措置を講じることで、難民や避難民の人口移動の根本的な原因に取り組むことが求められている。また、各国政府は移住を余儀なくさせる原因を明らかにし、その要因を明らかにすることで解決に導くべきであり、また難民や避難民を保護し、彼らを援助する国際的な活動への支援を強化しなければならない。難民の基本的ニーズを満たし、持続的な解決策の探求に役立てるため、保護を行っている国に対しては十分な国際援助が施されなければならない。難民に、十分な宿泊設備、教育、そして家族計画を含む医療サービス、その他の必要とされる社会サービスが利用できるようにしなければならない。

第X I章 人口、開発、教育

A. 教育、人口、持続可能な開発

教育は持続可能な開発の鍵となる要素である。それは幸福の一要因であり、個人が知識を得ることを可能にする手段である。また、それは出生率、疾病率、死亡率の減少、女性のエンパワーメント、労働人口の質の改善、本当の民主主義の促進にも役立つ。女性や女兒の教育の向上は、女性のエンパワーメント、婚期の延期、小家族化などに貢献する。母親がより良い教育を受けていれば、彼女たちの子供の生存率は高まる傾向にある。

セクションAには次の4つの主な目的があり、それぞれが勧告される行動でもある。

- (a) 質の高い教育、特に初等教育や技術教育、職業訓練を誰もが受けられるようにする。
- (b) 非識字率（その撲滅は人間開発のための前提条件である）を減少させ、教育の機会と支援におけるジェンダー間の格差を排除する。
- (c) 青年のための正規外のカリキュラムの教育を推進する。
- (d) 人口と持続可能な開発の間の相互関係、リプロダクティブ・ヘルスを含む健康問題、ジェンダー間の平等に対する責任の増加とその認識を促すカリキュラムを導入し、その内容を改善する。

セクションAは、開発予算の中で教育と職業訓練への投資に高い優先順位を与え、今後の労働力人口にとって必要となる労働訓練の範囲とレベルを考慮に入れるべきであることを強調している。また、人口問題についての

教育は小学校から始められなければならない、親の権利と責任、子供や青年期の男女のニーズを考慮に入れながら、正規の教育や正規以外の教育のあらゆる段階を通じて人口問題についての教育を継続しなければならないことを強調している。

B. 人口に関する情報、教育、コミュニケーション

個人から国際社会に至るまでのあらゆるレベルにおける広い知識、理解、公約を増大させることは、行動計画の目標と目的の達成に欠かすことができない。したがって、そうした知識、理解、公約を増大させることが主要な目的となる。その他の目的は、次の通りである。

- (a) 環境、家族、性、生殖、ジェンダー、人種問題といった領域における責任のある行動を支持する姿勢を奨励する。
- (b) 政府と民間による人口と開発に関する政策とプログラムの策定、実施、モニタリングへの参加の促進を各国政府が確実に行うようにする。
- (c) カップルや個人が、自分の子供の数や産む間隔を自由に、かつ責任を持って決め、それを行うための情報、教育、手段が与えられるという基本的な権利を行使する力を高める。

各国は、公共教育キャンペーンを通じて何を優先とするかという問題に対する関心を高めることを心がけなければならない、マスコミはそうした活動において主要な手段とならなければならない。IEC（情報・教育・コミュニ

ケーション) 戦略が国家の人口・開発政策、さらには家族計画とセクシャル・ヘルスを含むプロダクティブ・ヘルスの各種サービスと結びつき、それらを補完することによってそうしたサービスの利用を高め、カウンセリングや介護の質を向上させることが特に重要である。各国政府、NGO、そして民間部門は、ラジオやテレビを含むエンタティメント媒体、芸能劇場、その他の伝統的な媒体をより広く、より効果的に利用しなければならない。

第XII章 技術、研究、開発

本章は、有効で、信頼性が高く、時を得た、文化的に適切で、国際的に比較可能な人口データの政策やプログラムの立案、実施、モニタリング、評価における重要性を強調している。また、それは研究、中でも生物医学的な研究が、より多くの人々に、より範囲の広い、安全かつ効果的な出生力制限のための現代的な手法を提供するうえで役立っていることを強調している。本章は、さらにプログラムの意図する受益者、とりわけ女性、青年期の男女、その他の地位の強化が図られなければならないグループの意見を考慮に入れることができるようにするため、社会学および経済学的な研究も必要とされていることを強調している。

A. 基本的データの収集、分析と普及

各国政府は、人口・開発データの収集、分析、普及、活用のために持続的かつ包括的なプログラムを実施する国としての力を強めなければならない。人口傾向のモニタリングや人口学的な予測には特別な注意が向けられなければならない。また、各国政府は、行動計画に述べられた目標と目的の達成に向けた進展のモニターも行わなければならない。データは、経済発展における女性の現在、そしてこれからの貢献についてより正確な状況を提供できるよう、男女別の要素に分けて収集されなければならない。

B. リプロダクティブ・ヘルスに関する研究

各国政府には、国際社会、そしてNGOや民間部門を含むその他の組織の援助を得ながら、

リプロダクティブ・ヘルス・サービスを強化するため、生物医学、科学技術、臨床医学、疫学、社会科学などの分野における基本研究および応用研究に対する支援を強めることが求められている。ここでの目的は、ユーザーのニーズに応え、ユーザーに受け入れられる、使用が簡単で、副作用がなく、効果的で、値段が手ごろな、出生力を制限するための既存の手法を改善する、または新しい手法を開発することにある。すべての新技術の試験と導入を行う場合には、その技術を継続的にモニターし、潜在的な濫用を避けなければならない。男性の出生力を制限するための新しい手法の開発、さらにはHIV/AIDSを含む性行為感染症や不妊症についての研究に高い優先順位が与えられなければならない。行動計画文書は、人工妊娠中絶の決定要素、中絶の合併症の治療と中絶後のケア、そして人工妊娠中絶がその後の出生力に与える影響、リプロダクティブ面の精神衛生、避妊などを含む人工妊娠中絶の結果についての研究の推進を求めている。

C. 社会・経済分野の研究

各国政府、資金提供機関、そして研究機関には、関連する人口と開発の政策およびプログラムに関する社会学、文化人類学および経済学的研究を奨励し、推進することが求められている。人口問題、貧困、過剰消費、環境悪化などに悩む地域において、特にこれらの要素の間の相互作用に注目しながら国内および国際レベルにおける政策志向の研究を行わなければならない。行動計画文書は、各

国政府、関係する政府間組織や非政府組織、そしてその他の組織に対し、女性の役割および地位と、人口学的および開発プロセスとの間の相関関係に関する研究を優先することを促している。女性はジェンダー問題に関する研究の立案のあらゆる段階に関与しなければならず、より多くの女性研究者を採用して訓練を受けさせるための努力が払われなければならない。

第XIII章 個々の国の行動

A. 個々の国の政策と行動プラン

指導者層が経済成長、人間資源の開発、ジェンダー間の平等と公平、国民の健康、特にリプロダクティブ・ヘルスに関するニーズに応えることに強く関わっている国では、持続的な国家的関与を続けることで人口と開発に関するプログラムを成功させている。人口と開発の間には本質的な相関関係があるため、いかなる領域における進歩も他の領域における改善に触媒作用を及ぼす可能性がある。人口関連の政策、計画、プログラム、プロジェクトの立案とその後の実施に、その受益者を関与させる必要性が認識されている。非政府組織や民間部門は国家の政策やプログラムにおけるパートナーとして認識されている。国の立法府のメンバーは重要な役割を担っており、中でも行動計画を実施し、適切な財源を割り当て、予算を確保し、人口問題に関する一般の意識を高めるための国内立法の制定は重要である。ここでの主な目的は、選ばれた国民の代表、とりわけ国会議員および関係する団体と個人の特に草の根レベルにおける積極的な関与を促し、力を合わせて全国的な行動を展開するための力と自信を築き上げることにある。

B. プログラムの管理と人的資源の開発

行動計画文書は、国家による人口と開発の戦略、政策、計画、プログラムの実施、モニタリング、そして評価に関与している管理者

およびその他の人々の技能水準と責務を各国政府が高めることを促している。国家による人口と開発のプログラムの権限を分散化する傾向は高く評価され、新しい技能、より良い情報、コミュニケーション・システムを必要とし、訓練を受けたスタッフ（特に女性のスタッフ）の数を増やしてそれを維持するための戦略が必要となっている。各国政府には、人口と開発のための利用者中心の管理情報システム、とりわけ政府と非政府の活動の双方を網羅し、そして利用者、支出、インフラストラクチャー、サービスの入手可能度、サービスの実施度とその質についての最新データを提供するリプロダクティブ・ヘルス・プログラムに特別な注意を払うことが求められている。

C. 資源の動員と配分

行動計画文書には、家族計画、HIV/AIDSなどの性行為感染症、人口データの収集、分析、普及、政策の策定と研究といった基本的リプロダクティブ・ヘルス・サービスにおける2000年から2015年にかけての開発途上国のニーズと、経済移行期にある諸国のニーズに応えるために必要な資金のレベルの見積もりが含まれている。これまでの経験に基づき、これらの領域におけるプログラムの実施には2000年に170億ドル、2005年に185億ドル、2010年に205億ドル、そして2015年に217億ドルの費用がかかると専門家は見積もっている。地

域によってかなりの格差はあるものの、当事国がこうした費用の最大で3分の2をこれからも自ら負担し、約3分の1が外部の資金源によって賄われるであろうと今のところ予想されている。社会開発の目標を達成してより効果的にし、これまで行われてきた政府間の約束を果たすため、各国政府は民間部門への支出をこれまで以上に社会部門に回し、とりわけ持続可能な開発を背景にした貧困の撲滅に力を入れなければならない。

第XIV章 国際協力

本章は、開発のためのパートナーの間の相互責任を明確にし、人口と開発の分野における国際金融援助への公約と、その安定を増すための行動について勧告している。それは、人口と開発の分野における国際協力を国家の人口と開発の優先順位と確実に一致させることを目指している。国家のこの問題に対する対応能力の構築、技術やノウハウの移転は、プログラムレベルにおける国際協力の目的の中核として保持されている。

国際社会は、GNPの0.7%を政府開発援助（ODA）に向けるとした合意の実現を目指し、行動計画の目的と目標を達成するために必要とされる活動の範囲と規模に応じて、人口・開発プログラムのための資金の割合を増やすことに努めなければならない。したがって、資金供与側の国際社会にとって緊急に是非ともなし遂げなければならない課題は、それぞれの国の行動計画の目的と、数量目標に対する今の強い関心を、開発途上国および経済移行期にある国の人口プログラムへの資金協力という実行に移すことである。国家の人口・開発プログラムが必要としている財源の大きさを考え、受ける側の国が、国内で人口・開発問題に振り向ける資源を大幅に増大させることができると仮定しても、与える側の国からのそれを補助する資源の流れは、(1993年の米ドルで) 2000年には約57億ドル、2005年には61億ドル、2010年には68億ドル、2015年には72億ドルにのぼると見られている。これらの数字には、現在直面している困難な経済問題や、社会的な問題の見地から、人口と開

発のために一時的な援助を必要としている経済移行期にある国の資金需要が含まれている。国際社会は、南と南の間の直接的な協力体制への支援を促し、それに高い優先順位を与えるよう、与える側の国に求めていかなければならない。受ける側の国は、人口・開発活動に向けた国際協力が人口・開発活動の目的を効果的に満たすために確実に用いられ、与える側の国がプログラムのための資源を拠出するための取り組みをさらに押し進められるようにしなければならない。

第XV章 非政府部門とのパートナーシップ

本章の主な目的は、人口、開発、環境に関連するプログラムの立案、実施、調整、モニタリング、評価において、各国政府、非政府組織、地域のコミュニティー・グループ、民間部門の間に効果的なパートナーシップを築き上げるすることにある。各国政府や政府間組織はNGOや地域のコミュニティー・グループをその意思決定に取り込むことで、人口と開発の問題に対してNGOが行うことのできる貢献、とりわけ行動計画の確実な実施を促進することができる。

各国政府は、人口・開発プログラムの立案と実施に女性団体が参加し、確実に重要な役割を果たすようにしなければならない。すべてのレベル、特に管理業務のレベルに女性を関与させることは、目的を達成し、行動計画の実施にとって非常に重要なことである。各国政府や与える側の国は、NGOやそのネットワークが確実にその独立を維持し、定期的な対話や相談、そして適切なトレーニングと福祉活動などを通じて自らの力を強めることができるようにし、その結果パートナーシップにおいてより大きな役割を果たすことができるようにしなければならない。

セクションBにて論じられている民間営利部門は、人口・開発プログラムに関係する適切な教育や情報を含み、またリプロダクティブ・ヘルスケアのためのサービスや、物の生産や引き渡しを含む社会と経済の発展において重要な役割を果たしている。その目的は、新たな協力の分野の確認における各国政府、

国際機関、そして民間部門の間の協力関係を強め、サービスの提供および質の高いリプロダクティブ・ヘルスおよび家族計画の商品、避妊具の生産、配給における民間部門の役割を促進することにある。営利企業は、資金やその他の支援をNGOやその関連組織に向けてのための機構を強化したり、創り出したりすることによって、非営利団体であるNGOが社会でより大きな役割を果たせるようにするための援助を増やす方法を考えていかなければならない。

第XVI章 会議のフォローアップ

A. 国レベルの行動

各国政府、地域社会、非政府部門、国際社会などが、経済活動や社会活動のあらゆる側面を考える場合に人口問題を取り込むことは、すべての個人、そして未来の世代の生活の質の改善に大きく役立つであろう。

国際的、地域的、下部地域的、国家的、地方的などのレベルにおける広範囲にわたる行動計画作成の準備は、行動計画の策定に大きく貢献した。多くの国において、国内の準備プロセスの方向付けを行うためにかなりの組織的な拡張が行われ、公共情報と教育キャンペーンによって人口問題に関する意識が高まり、会議のために包括的な国別の報告書が作成された。

会議のフォローアップには、人口と開発への政治的支援の構築を含む政策指導、資源の活用、実施努力の調整と相互責務、国内および国家間の問題解決と経験の共有、実施における進展のモニタリングと報告などが含まなければならない。

行動計画の実施は、国際人口・開発会議、すべての人の健康のための世界会議、すべての人の教育のための世界会議、子供のための世界サミット、後発開発途上国会議、国連環境開発会議、国際栄養会議、世界人権会議、小島しょ開発途上国の持続的開発に関する世界会議、世界社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回人間居住会議（Habitat II）を含む主な国際会議のフォローアップを行う統合された活動の一部でなければならない。

各国政府、国連諸組織、そしてNGOは、行動計画を広く普及させ、その目標、目的、行動に対する一般からの支援を求めなければならない。第XIII章と第XIV章の規定や開発途上国が直面している経済的な制約を考慮に入れながら、すべての国が行動計画の実施のためのさらなる資金の拠出を考慮する必要がある。

すべての国に対して、NGO、組織、地域グループ、マスコミ、学界などとパートナーシップを組み、国会議員の支援を受けながら、国家による適切なフォローアップ、責務、モニタリングのための機構を確立することが求められている。国際社会は、プロジェクト策定とプログラム管理のための能力の構築を含む国家レベルのフォローアップの組織、そして調整と評価機構の強化において各国政府を援助していかななければならない。

各国政府には、国際人口・開発会議の目標と目的の達成に向けた進歩の測定や、評価に用いることができる基礎データと情報を提供するために、国家レベルのデータベースを構築、強化することが求められている。また、成功例、問題点、その実施を行う上での障害などについてまとめた自国の進展状況を定期的に評価し、報告することが各国に求められている。

B. 下部地域と地域における行動

実施には、下部地域と地域の具体的な戦略とニーズを対象に取り組まなければならない。地域委員会、地域レベルの国連諸組織、その他の関連する区域と地域の組織は、実施面で

積極的に調整を行う必要がある。各国政府や関連組織には、既存のフォローアップ機構を強化することが求められている。実施およびフォローアップには学際的な専門知識が活用されなければならない。対応能力の構築における協力、情報と経験、ノウハウ、技術的専門知識の共有と交換などが、国際社会の援助のもと、NGOとのパートナーシップにより強化されなければならない。また各国政府には、人口と開発の問題における研修と研究を強化し、研究結果を広く普及することが求められている。

C. 国際レベルの行動

実施に必要とされる資源の中には、優先順位の見直しによって得ることができるものもあるが、開発途上国、特に後発開発途上国は、信頼できる正しい指標に基づき、二国間および多国間の経路やNGOを通じて提供される民間部門、NGO、そして国際社会からの無償援助による新規財源と追加財源を必要とする。人口関連の政策や開発協力の運営面について、各組織による取組の調整、明確な役割分担、そして資源活用におけるさらなる調整と計画立案が必要とされている。

総会は、行動計画の実施について定期的に検討を行わなければならない。経済社会理事会は総合的なアプローチを促進し、モニタリング実施に向けた全システムの調整と指導を提供し、国連の報告システムを吟味しなければならない。

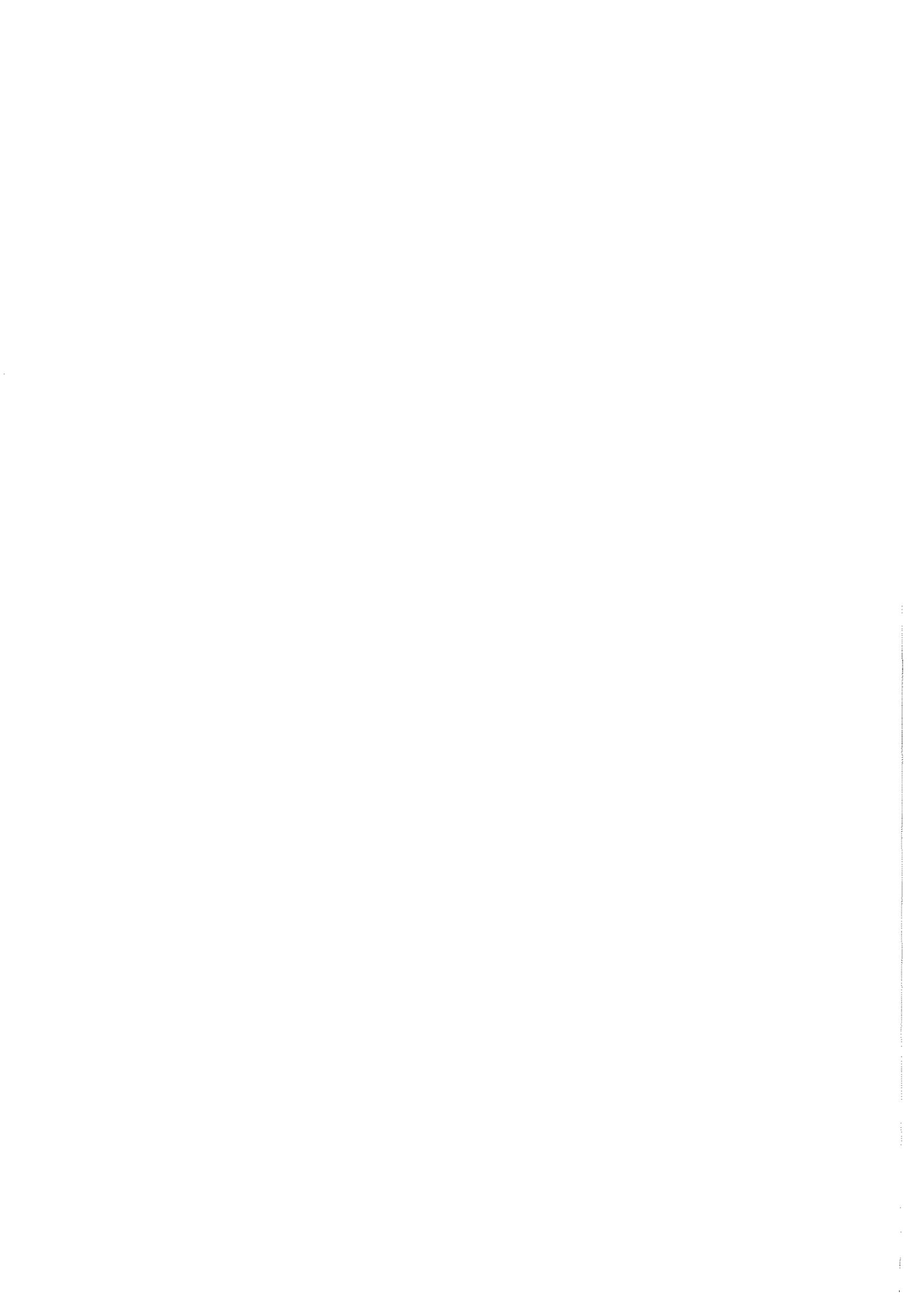
総会は、行動計画に基づく効果的な実施、モニタリング、評価を確保し、実施とモニタリング活動の効果を高め、政策指導、研究、基準設定、運営の間の相互関係を確実にするため、1995年の第49回総会と経済社会理事会において、人口と開発に取り組んでいる国家間機関と国連諸機関の役割、責任、権能、ま

たどちらかが比較的優位を持っているのかについて検討しなければならない。

経済社会理事会は、総会決議(48/162)の方針に基づいて、国連人口基金および国連人口部を含む人口と開発に取り組んでいる国連諸機関の重要な役割を考慮しなければならない。総会は、管理面、予算面、プログラム面の意味合いを心に留めながら、その第49回会議において総会決議(48/162)に従って国連人口基金の執行委員会を別途設立することを考慮しなければならない。

国連事務総長には、各種国連機関、国際金融機関、二国間援助組織・機関の間に、緊急および一時的なニーズを含む各国の人口と開発ニーズを定期的に検討し、資源の入手可能性と効果的な活用を最大化するために必要な国際援助についての情報交換を促進することが求められている。

国連の専門機関やそれに関連する組織は、会議のフォローアップとして自らの活動、プログラム、中期戦略の強化と調整を行い、管理機関はこの点に関して自らの政策、プログラム、予算、活動を検討しなければならない。





地球の未来のために

人類の未来のために



UNFPA
United Nations
Population Fund

220 East 42nd Street
New York, N.Y. 10017
U.S.A.

Telephone: (212) 297-5020
Fax: (212) 557-6416



APDA
The Asian Population
and Development
Association

財団法人 アジア人口・開発協会
〒100 東京都千代田区永田町2-10-2
永田町TBRビル710号
TEL (03) 3581-7704
FAX (03) 3581-7796